

半谷 史郎

## サハリン朝鮮人のソ連社会統合 —モスクワ党文書が語る 1950 年代半ばの一断面—

### 1. はじめに

#### (1)問題の概略

サハリン朝鮮人をめぐる問題の概略は広く知られている。

サハリンへの朝鮮人の到来は、出稼ぎ目的の自発的移動もさることながら、日中戦争の泥沼化と日米開戦によって労働力不足が深刻化する中で実施された、いわゆる強制連行（1939 年からの「募集」、1942 年からの「官斡旋」、1944 年からの「徴用」）が大きな要因を成している。そして、終戦後の 1946 年 12 月から 1949 年 7 月に行われたサハリンから「内地」への引揚げが日本人だけを対象とし、もはや「大日本帝国臣民」でない朝鮮人を除外したことが問題の出発点である。多くが朝鮮半島南部の出身の彼らは、故郷・韓国が反共を国是としてソ連と国交を持たなかったために、帰郷は事実上不可能だった。1956 年 10 月の日ソ国交正常化に伴う日本人抑留者の引揚げが 1957 年 8 月から 1959 年 9 月に行われ、その際、日本人妻の「付録」として朝鮮人がサハリンから引揚げたり（日本人妻 766 人、朝鮮人夫とその子供 1541 人）、1970 年代に数人がソ連出国を許された例外的ケースはあるが、ほとんどのサハリン朝鮮人は異郷に釘付けされ、国境をはさんだ家族・親族の分断状態が戦後長く続いたのである。

サハリン残留朝鮮人の帰還運動は、まず日本で始まった。その先駆者は、日本人妻と 1958 年に帰国した朴魯学<sup>パクノハク</sup>である。彼は、数人の仲間とともに「樺太抑留帰還者同盟」を結成し、同胞の帰還促進を訴えて孤軍奮闘した。1970 年代に入ると、この問題に対する日本社会の関心も高まり始める。特に、日本政府の残留朝鮮人帰還義務を問うた「サハリン裁判」（1975 年 12 月提訴）は、サハリン朝鮮人問題が広く社会に認知されるきっかけとなった。また韓国でも 1970 年に家族会が結成され、日本の朴魯学と連携しながら帰還促進を訴えていた。しかし東西冷戦の壁は厚く、ソ連政府はサハリン朝鮮人問題はソ連と北朝鮮との問題であって日本や韓国の関与する余地はないとの立場を取り続けた。

サハリン朝鮮人問題の膠着状態を打ち破る大きなきっかけは、日本の超党派の国会議員による 1987 年 7 月の「サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会」結成だろう。議員懇の活動が、ゴルバチョフの新思考外交が極東地域へ浸透する時期と重なった幸運もあって、事態はその後、急展開を遂げる。日本での一時再会が活発化するだけでなく、1988 年 9 月にはサハリン朝鮮人の韓国訪問が解禁されて永住帰国も実現。また 1989 年 7 月には日韓赤十字による共同事業体が発足し、公的支援体制による帰還事業が開始された（このルートによる一時帰国者は、のべ 1 万 3000 人～4000 人に達した）。1990 年代に入ると増加する韓国永住帰国者のために、日韓政府はアパートや療養院の建設も行っている（1994 年に日本政府が資金を拠出し、療養院は 1999

年、アパートは2000年に完成)。このようにサハリン朝鮮人問題は、現状に対する不満はまだ一部に残るものの、ひとまず決着をみたと言えよう。

## (2) 日本の先行研究

日本ではこの問題に対する関心はすこぶる高い。国立国会図書館が「朝鮮人（樺太残留）」関連と分類した書籍は、のべ24点を数える<sup>1</sup>。特に韓国への一時帰国・永住が可能になった1980年代末から1990年代半ばに出版が相次いだ。ただ、こうした少なからぬ先行文献の大半は、現状報告やルポルタージュの類である。その中には、帰還運動関係者へのインタビューやサハリン現地取材がバランス良く配された角田<sup>2</sup>のような好著もあるが、多くの場合、渡航自由化されたサハリンで、高齢の一世およびロシア社会に同化する二世・三世の生の声を記録することに精一杯で、問題の歴史的分析は不足がちである。サハリン朝鮮人問題が事実上、歴史の一ページになった現在必要なのは、資料を幅広く渉猟して問題を体系的に分析する姿勢だろう。その意味では、帰還運動の当事者でもある大沼が戦後責任の観点からこの問題を扱った著作が、現時点では最良の成果と言えよう<sup>3</sup>。しかし、その大沼も、ソ連側情報の不足のために、戦後サハリンの状況については不明な部分を多く残している。

先に挙げた国会図書館所蔵の24点のうち、戦後ソ連の動向を知る手がかりと言えるのは2点にすぎない<sup>4</sup>。一つはサハリン朝鮮人の朴亨柱<sup>パクヒョンジュ</sup>がペレストロイカ高揚期に日本語で書いた回想録<sup>5</sup>、もう一つは1998年に出たクージンの翻訳書（原著は1993年）<sup>6</sup>である。朴亨柱の回想録は、旧知の作家・李恢成の求めに応じて日本の在日文芸誌に発表されたもの。非常に内容が

---

<sup>1</sup> 2004年10月末時の同図書館ウェブ・サイトの検索結果。ただしサハリン朝鮮人に触れた書籍がこれに尽きるわけではない。特に、残留朝鮮人「四万三千人」説を広く世間に知らしめた三田英彬『棄てられた四万三千人』（三一書房、1981年）や、サハリンに残る親族縁者を訪ねた在日朝鮮人作家・李恢成の旅行記『サハリンへの旅』（講談社文芸文庫、1989年／親本は1983年）は重要である。

<sup>2</sup> 角田房子『悲しみの島サハリン：戦後責任の背景』（新潮文庫、1997年／親本は1994年）

<sup>3</sup> 大沼保昭『サハリン棄民：戦後責任の点景』（中公新書、1992年）

<sup>4</sup> 本稿は日本で出版された文献に基づいて議論を進めているが、この問題に関するロシアでの研究も決して進んでいるとは言えない。サハリン朝鮮人の戦後期を扱った研究は、日本語に翻訳されたクージン（Кузин А. Т. Дальневосточные корейцы: жизнь и трагедия судьбы. Южно-Сахалинск, 1993.）以外に、単行本（Бок Зи Коу Корейцы на Сахалине. Южно-Сахалинск, 1993.）と雑誌論文（Высоков М. С. Перспективы решения проблемы репатриации сахалинских корейцев в свете опыта Израиля, Германии и других стран// Краеведческий бюллетень (Южно-Сахалинск), 1999, № 2）各一点しかない（いずれも筆者未見）。なおロシア語文献の情報は、松井憲明氏にご教唆いただいた。記して感謝する。

<sup>5</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート：棄てられた朝鮮人の歴史と証言』（御茶の水書房、1990年）

<sup>6</sup> アナトーリー・クージン（訳：岡奈津子、田中水絵）『沿海州・サハリン 近い昔の話：翻弄された朝鮮人の歴史』（凱風社、1998年）

豊富で、朝鮮人の戦後サハリンの実情に関するほぼ唯一の情報源として、今でも様々な日本の著作に引用され続けている。一方、クージンは、サハリン州の公文書史料に依拠した歴史書で、民衆の視点に立った朴亨柱の回想とは補完関係にある。公文書史料に依拠した事実発掘、とりわけ、終戦直後の朝鮮人の人数を2万3千人前後と指摘し、人口に膾炙した4万3千人説に修正を迫った点は重要である<sup>7</sup>。また彼によって明らかにされた終戦直後のソ連統治の実態や日本人引揚げの様子も興味深い。

しかしクージンの業績は、こうした積極的な面を持ちつつも、特に1950年代以降の叙述については、内容に不満が残る。かつての共産党の公式路線を繰り返したようなプロパガンダ臭は、サハリン州党書記として朝鮮人問題に関与した彼の経歴からすれば、ある程度止むを得まい。問題は、朴亨柱の回想に描かれたサハリン朝鮮人の機微に関わる局面——①ソ連系・北朝鮮系・先住系の対立（この三系統については後述）、②朝鮮人の強い望郷の念およびそれと表裏一体にある国籍選択の苦悩、③時代状況（ソ連の国内政治および日ソ、ソ朝の外交関係）の朝鮮人への影響——との接点がほとんど見つからないことだ。彼は事実を淡々と記すだけで踏み込んだ説明・評価を控えたり（朝鮮人の国籍選択、北朝鮮への帰還など）、また時には沈黙を守ったり（1964年の母語教育の廃止）するなど、叙述があまりにそっけない。

つまり、サハリン朝鮮人問題は日本で一般の関心が高く、数多くの出版物が出ているにもかかわらず、ソ連時代の朝鮮人の様子は未だに朴亨柱の回想が一番の情報源であり続けている。クージンの翻訳書は、サハリン朝鮮人問題に関するソ連側の情報不足を埋める意味でも、また日本に初めて紹介された公文書史料に基づく研究としても貴重だが、日本における戦後サハリン像の原型を形作った朴亨柱の回想を検証し、相対化するには物足りないのである。

### (3)問題設定

公文書史料に基づいたクージンの研究に否定的な評価を述べたが、それはサハリン朝鮮人問題の研究における公文書史料の重要性を否定するものではない。そうではなく、この問題を歴史的視野から検討するには、ソ連側の情報、なかでも公文書史料の不足を埋める作業は絶対に必要である。

クージンと朴亨柱の叙述の差は、突き詰めて言えば、前者が州党書記以来の上からの視点に束縛され、後者が示した朝鮮人の機微に関わる局面に思い至らなかったためではないか。問題は史料を分析する視点である。朴亨柱の回想が指摘する論点や、日ソ関係の文脈からこの問題

---

<sup>7</sup> クージン『沿海州・サハリン 近い昔の話』226、242 ページ；4万3千人説は、サハリン裁判原告弁護団の聞き取りに対して朴魯学が語った数値が出発点と思われる。：宣<sup>セン</sup>一九『サハリンの空に流れる歴史の木霊』（韓日問題研究所・出版会、1990年）92 ページ；新井佐和子『サハリンの韓国人はなぜ帰れなかったのか：帰還運動にかけたある夫婦の四十年』（草思社、1998年）97～105 ページ

に迫った日本の先行研究を念頭におきながら史料に問いかければ、クージンとは異なるサハリン朝鮮人像をロシアの公文書史料から描き出せると筆者は考えている。

クージンが描いたサハリン朝鮮人の戦後史期を書きかえるには、彼が網羅的に利用したサハリン州党アルヒーフの史料を再検証し、さらにサハリン以外の史料を発掘する長期の作業が必要である。しかし、それは様々な制約のために、まだ将来的な課題にとどまる。

そこで本稿では、クージンも利用したと思われる史料の断片を分析し、そこから彼と異なる史料解釈の可能性を示し、それによって将来の本格的調査に向けた足固めをしたい。筆者は先年、別の問題についてモスクワの文書館（Российский государственный архив новейшей истории; далее РГАНИ）で調査中に、1956年から1957年にサハリン州当局と中央当局とが取り交わした朝鮮人問題の記録を発見した<sup>8</sup>。本稿では、これを史料再検証の材料に用いる。クージンの叙述を見るかぎり<sup>9</sup>、彼がこのうちのサハリン側の文書に目を通していたことは間違いない。またこの記録を通じて、サハリン側提案に対する中央の反応を探れるという利点もある。クージンがサハリンの枠内で検討した問題を、筆者はモスクワの視点からも読み解いてみたい。

本稿は、次の三点を具体的な課題とする。まず第一点目は、朴亨柱の回想に描かれながらクージンが言及しなかったサハリン朝鮮人の機微に関わる局面を史料から読み解けるかどうかである。先に三つの局面を指摘したが、今回は史料の制約から、ソ連系・北朝鮮系・先住系の対立関係だけを扱う。第二点目は、サハリン州当局の朝鮮人問題に対する姿勢の解明である。モスクワへ送付されたサハリン州側の提案を検討し、そこから1950年代半ば時点におけるサハリン州当局の方針を見定めたい。そして第三点目として、サハリン州提案に対するモスクワの反応をもとに、この問題に対するモスクワの態度の見極めたい。

以上の三点から明らかになる結果は、1950年代半ばのサハリン朝鮮人像というごく限定的な局面を描くに過ぎないが、将来の本格的調査の確固たる土台になることだろう。

## 2. 史料の再検証

### (1) ソ連系・北朝鮮系・先住系の対立関係

---

<sup>8</sup> 全体の構成は、年代順で次のようになっている。：①サハリン州ソビエト執行委員会議長による朝鮮人の帰化手続き簡素化の嘆願（1956年7月9日付：РГАНИ, ф. 5 [Аппарат ЦК КПСС], оп. 32, д. 52, л.25-27）、②サハリン州党委員会による朝鮮人の地位改善に関する18項目の提案（1956年7月19日付：РГАНИ, ф. 5, оп. 32, д. 52, л. 18-24）、③これに対するモスクワでの審議（1956年7月25日検討開始、10月15日に最終報告書：РГАНИ, ф.5, оп. 32, д. 52, л. 17, 28-39）、④モスクワの却下事項に関するサハリン州党委員会の再検討要求（1957年2月2日付：РГАНИ, ф. 5, оп. 32, д. 78, л. 2-3）、⑤これに対する党中央委員会ロシア共和国党組織部の審議（1957年2月15日付および2月21日付：РГАНИ, ф.5, оп. 32, д. 78, л. 4）

<sup>9</sup> クージン『沿海州・サハリン 近い昔の話』267～268ページ

戦後サハリンの朝鮮人には三つの系統があった<sup>10</sup>。一つは1945年以前に日本領の樺太に移り住み、戦後に日本人が「内地」へ引揚げた際に、サハリンに置き去りにされた人々である。彼らは、無国籍者として分類された。これが、朴亨柱の言う「在サハリン先住朝鮮人」である（以下、先住系と略称）。これ以外に、戦後になってサハリンへ新たに二つのグループが到来した。ソ連・北朝鮮の協定にしたがい、1946年から1949年にかけて北朝鮮から極東各地にやってきた朝鮮人労働者（以下、北朝鮮系）、そして1937年に沿海地方から中央アジアへ強制移住させられ、戦後になってサハリンの朝鮮人社会を指導するために中央アジアから送り込まれた朝鮮人（以下、ソ連系）である。

この三つのカテゴリーは互いに反目しあい、何かことがあれば「無言のうちに徒党を組み、異端を区別」したという<sup>11</sup>。対立の原因はほとんどの場合、その社会的背景の違いに起因する。多くが共産党員だったソ連系は、州党委員会の指導員や治安機関職員として他のカテゴリーの人々を監督した。また民族学校や民族語新聞の重要ポストを握っており、いわば朝鮮人の支配層を形成していた。一方、ほとんどが独身者の青年である北朝鮮系は、ソ連人移民と同等の待遇を受け、独立した規律ある集団生活を営んでいた。これに対して先住系は、帰国の可能性を閉ざされて自暴自棄に走る様子が前二者の輦轡を買ったし、無意識に使う日本的な習俗が日本帝国主義の残滓として特にソ連系から忌み嫌われた。また朝鮮戦争は、北朝鮮系と、朝鮮半島南部出身者が多い先住系との間に緊張を高めたという<sup>12</sup>。

クージンがこうした三者の対立関係を見逃したのは、無理もない面がある。本稿の分析史料を一瞥しても、対立関係は文面にはあらわれてこない。朝鮮人の概略として記されているのは、サハリン州では南部を中心にソビエト国籍を持たない朝鮮人が約3万人いること、また多数の朝鮮人が働く企業や党組織には朝鮮人対策を担当する朝鮮人の責任者がいることだけだ<sup>13</sup>。ソビエト国籍を持たない朝鮮人の方は、日本人に連行された無国籍者と北朝鮮労働者が区別されているため、先住系と北朝鮮系は容易に区別できる。しかし、企業や党組織の管理職がソ連系に独占されていたという朴亨柱の指摘を知らなければ、ソ連系の存在を識別することは難しい。

ところで、サハリン朝鮮人の三系統の存在を指摘する文献はあっても、各グループの人数を明らかにした研究はない。そこで1950年代のサハリン州の朝鮮人人口に関する手元の断片的データを一覧表にして示そう（表1参照）。

---

<sup>10</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』7～17ページ

<sup>11</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』15ページ

<sup>12</sup> 「先住民」と北朝鮮の「(派遣)労働者」の対立を指摘しながら、ソ連系の存在に言及しない回想もある。これは北朝鮮系がソ連系より遥かに人数が多く、日常生活での摩擦が目立ちやすかったことが影響しているのではないか。：宣一九『サハリンの空に流れる歴史の木霊』94ページ、裴相俊（山下俊男）「在サハリン韓国朝鮮人の終戦後の経緯」太田勝三（編）『樺太回想録』（文芸社、2001年）185ページ

<sup>13</sup> РГАНИ, ф.5, оп.32, д.52, л.18

表 1：1950 年代のサハリン州の朝鮮人人口

	51 年 8 月 <sup>A</sup>	52 年 6 月 <sup>B</sup>	56 年 7 月 <sup>C</sup>	59 年 1 月 <sup>D</sup>
ソ連系	(約 2000 人)			
北朝鮮系		1 万 1700 人	8748 人 } + ソ連国籍取得者 2580 人	
先住系		2 万 7335 人		2 万 1251 人
州全体	4 万 2916 人			4 万 2337 人

[出典]<sup>A</sup> クージン『沿海州・サハリン 近い昔の話』268 ページ。<sup>B</sup> Государственный архив Российской Федерации [ГАРФ], ф. р-5446 [Верховный Совет СССР], оп. 86, д. 7624, л. 5. <sup>C</sup> РГАНИ, ф. 5, оп. 32, д. 52, л. 18. <sup>D</sup> 1959 年国勢調査結果

このように 1950 年代初めの時点において、特権を持つソ連系は全体の 5% 程度を占めるにすぎない少数派であること<sup>14</sup>、彼らの指導監督を受ける先住系が朝鮮人全体の 6 割を超える多数派だったこと、また北朝鮮系は先住系に迫る規模だったことが確認できる。

なお北朝鮮系は、本国政府の帰還呼びかけに応じて 1956 年から 1959 年にかけて大半が帰国したという<sup>15</sup>。1952 年から 1956 年にかけての北朝鮮系の 3000 人近い減少は、帰国の最初の表れであろう。一方、1956 年までにソ連国籍を取得した 2580 人の多くが先住系だったことを考慮すると、先住系も同じ時期に 3500 人余りの人口減が起きた計算になる。残念ながら、今のところこの人口減少を説明する材料は持ち合わせていない。今後の調査課題である。

このほか、1950 年代をトータルで見た場合、サハリン州の朝鮮人人口が横ばいである点も注目に値しよう。これは、先住系が帰国をあきらめサハリンでの生活安定に心血を注ぐようになるにつれ彼らの人口が急増したとの証言<sup>16</sup>があるので、先住系の出産増と北朝鮮系の帰国による減少が相殺され、州全体の朝鮮人の人口変動が記録されなかったのではないか。つまり、北朝鮮系の帰国時期を勘案すれば、先住系のベビーブームは 1950 年代後半だったことになる。

さて、話を三系統の対立関係に戻そう。先に指摘したように、朴亨柱はソ連系について、例外はあると断りながらも、彼らはソ連社会に馴染まない先住系に対して侮蔑意識・差別意識を抱き、先住系の境遇に無理解だったと悲憤慷慨している<sup>17</sup>。これは、史料からある程度確認できる。

サハリン州提案に記載された現状分析には、朝鮮人の日常生活で散見される「退嬰の気分と過去の残滓」を非難する箇所があり、その実例として、「社会的に有益な労働に従事しない朝

<sup>14</sup> ソ連系の正確な人数を物語るデータは今のところなく、「戦後の七年間」に「知識人や専門家を中心に約 2 千人」がやってきたというクージンの指摘が唯一の情報である。この数値は 1952 年 6 月時の北朝鮮系・先住系の人数といちおう整合性があるので、1951 年のソ連系を約 2 千人と推計した。

<sup>15</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』48 ページ

<sup>16</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』24～27 ページ

<sup>17</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』13～17、76～85 ページ

鮮人女性」「(女性の) 家庭内での不平等な地位、隠遁生活」「未成年朝鮮人少女の購買婚 (выдача замуж за выкуп)」が列挙されている<sup>18</sup>。否定的ニュアンスが込められた一連の表現が専業主婦、夫唱婦随、結納金といった現象を指していることは、われわれ日本人の目には明らかである。そして朝鮮人大衆を指導する党の指導員がソ連系で占められていることを考えれば、党の文書に現れるこうした言辞は、ソ連系の考え方を投影したものと見るべきだろう。つまり、専業主婦や結納金に対する非難は、日本時代から続く先住系の日常的な生活習慣を、社会主義体制下にはあるまじき過去の遺物としてソ連系が糾弾していたことを裏書きしているのである<sup>19</sup>。

イデオロギーが先走るソ連系と、日本時代の思考習慣を引きずる先住系との意識のズレは、朝鮮人の改姓問題にも見て取れる。サハリン州党委員会の提案は、「朝鮮人は日本の植民地支配者によって日本式姓名を強制的に押し付けられたが、これは朝鮮人の正当なる不満を引き起こしている」と指摘する。だが実際は先住系のすべてが日本名に嫌悪感を示したわけではない。特に皇民化政策の下で教育を受けた世代は、成長してからも呼びかけや人物特定に日本名を用いることがよくあった (例えば、1981年にサハリンを「里帰り」訪問した在日作家・李恢成の旅行記にも、そうした場面が何度か登場する<sup>20</sup>)。先住系がこの問題の重要性を意識したのは、公式書類 (パスポートや労働手帳) の記載が混乱して人物同定ができず (各人には日本式姓名、朝鮮式姓名の日本語読み、朝鮮式姓名の原語読みの3パターンがありえた)、年金受領で不便を被る時になってからにすぎないという<sup>21</sup>。改姓問題に固執したのは、むしろ「先住系朝鮮人の日本式姓名を極度に嫌悪していた」<sup>22</sup>ソ連系であった。つまりサハリン州党委員会の提案にあらわれた改正問題での「朝鮮人の正当なる不満」も、ソ連系の見方の反映とみるべきだ。

このように、公文書に隠されたソ連系のまざなしを意識すれば、ソ連系と先住系の対抗関係を公文書から読み解くのは難しくない。

なお本稿で検討する史料には、北朝鮮系に関する特段の記載はなかった。これは文書の作成時期である1950年代半ばが、彼らの本国帰国による減少期にあたったからだろう。北朝鮮系と他系統との対抗関係を知るには、彼らがサハリン州に多数存在した1940年代後半から1950年代前半の史料を検討する必要がある。

## (2) サハリン州党委員会の18項目提案——ソ連社会統合の試み

次に史料の内容に即した分析に移ろう。

---

<sup>18</sup> РГАНИ, ф. 5, оп. 32, д. 52, л. 19

<sup>19</sup> 専業主婦の習慣は1950年代末には廃れ、朝鮮人女性もソ連的なキャリア・ウーマンに移行した。：朴亨柱『サハリンからのレポート』30ページ；裴相俊の回想にも同様の記述が見出せる。：太田勝三『権太回想録』197ページ

<sup>20</sup> 李恢成『サハリンへの旅』73、109、296ページ

<sup>21</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』77、104ページ

<sup>22</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』77ページ

サハリン州党委員会は1956年7月19日付でモスクワの党中央委員会に宛てて、朝鮮人の地位改善に関する提案を送付した。18項目に及ぶ提案は、朝鮮人の生活と密接なかかわりあいを持つ内容となっている。各項目の概要およびそれに対するモスクワの反応（承認は○、却下は×、史料から反応不明なものは？と表記）を、一覧にして表2として掲げた。

表2：サハリン州党委員会による朝鮮人の地位改善提案  
およびモスクワの可否判断

提 案 内 容	可 否	注 記
1.朝鮮語ラジオ放送の拡充	○	
2.コムソモール加入	×	サハリン州党委員会は1957年2月に党中央委員会へ再提起
3.日本式姓名の変更	○	
4.各地区ソビエト執行委員会への朝鮮人担当ポストの新設	×	
5.州労働組合への朝鮮人担当ポストの新設	×	
6.ユジノサハリンスク教育大学などへの入学許可	○	
7.年金の受給対象化	○	
8.任意生命保険の加入許可	?	クージンによれば、1956年から1964年の間に政府決定で許可
9.コルホーズ加入制限の撤廃	?	
10.住宅ローン貸付許可	?	朴亨柱によれば、フルシチョフ期に実施
11.独身税免除（ソ連国籍の取得促進策）	×	
12.多子世帯・シングルマザーの国家援助の給付対象化	○	
13.母語による医療の保障（朝鮮語を話す医師の派遣）	○	
14.朝鮮語のできる教員の派遣、朝鮮語の教科書作成	○	
15.民族食たる米・大豆の特配	○	
16.北朝鮮への送金制限の緩和	?	
17.養老院・障害者受入施設の建設	○	
18.ソ連国籍取得手続きの簡素化	○	

〔出典〕 РГАНИ, ф. 5, оп. 32, д. 52, л. 20-24, 28-39; д. 78, л. 2-3; クージン『沿海州・サハリン 近い昔の話』270 ページ; 朴亨柱『サハリンからのレポート』28～29 ページ

18の項目のうち、いくつかの点について補足する。

3番目の日本式姓名の変更は、先に述べたように、日本時代の残滓を嫌うソ連系の意向が強

く働いているが、これは先住系が日本時代と決別する象徴的意味合いを持つ。その意味で、1956年8月にロシア内務省から改姓の内諾が出た事実を強調しておきたい。なお朝鮮名の回復は、個人が申請した後、3人の証人をつけた裁判で事実を確認した上で認められたので、実際の改姓は1950年代後半から1960年代初頭にかけて五月雨式に行われた<sup>23</sup>。

6番目の提案に基づいて、朝鮮語科を有するユジノサハリンスク教育大学のほかに、州内の技術専門学校や職業訓練校が無国籍の朝鮮人に門戸を解放した。提案の中で「子供を持つ親から党ソビエト機関に要望が寄せられた」と記されているように、先住朝鮮人にとって二世の教育問題は重大な関心事だった。なお、この時の決定によって無国籍者に上級学校進学の可能性が開けたのは事実だが、進学先は州内の教育施設に限定されている。そもそも無国籍者は移動に厳しい制限が課せられており、サハリン島内であっても、公的な許可がなければ自由に動けなかった。進学に限れば、後には島外の極東・シベリア地域への進学も認められるようになったが、ソ連国籍を取得しない限り、進学先の選択に制限はつきまとった<sup>24</sup>。

7番目の年金は、障害・死亡・老齢の各年金が対象である。老齢年金の受給資格は「ソビエトの企業団体における9年以上の勤務歴」（つまりソ連領サハリンの11年中の9年）と定められ、日本統治下の職歴は無視された。

9番目は、1951年10月1日付ソ連閣僚会議決定<sup>25</sup>が定めた、朝鮮人が職場成員の過半数を超えることを禁じた規定の撤廃を指す。この規定は、朝鮮人が多数の職場に分散する状態を生み出し、その結果、朝鮮人の政治教育活動や子供の教育に困難が生じて彼らのコルホーズ定着を阻害している、とサハリン州当局はみていた。

11番目の独身税免除は、ソ連国籍取得促進策として提案された。サハリン州当局は、島内の女性不足のために結婚できない朝鮮人が、帰化後の独身税課税を嫌って、ソ連国籍取得に消極的になっているとみていた。この主張の妥当性はひとまず不問に付すが、少なくともモスクワによる提案却下は、この主張に因果関係の弱さを感じたからだろう。

さて、これら18項目は、その内容からいくつかの方向性に分類することができる。

まず第一は、民族固有の要求への配慮である。朝鮮語ラジオ放送の拡充や教員派遣・教材作成を通じた初等教育の支援といった朝鮮語の母語使用環境の整備にかかわるもの、米や大豆の特別配給、さらには日本時代との決別を意味する日本式姓名の変更などが、これに相当する。二番目は朝鮮人の苦しい生活環境を改善する目的をもったものである。これは、年金、生命保険、住宅ローン、多子世帯・シングルマザー給付金といった金銭面の目に見えるものだけではない。ソビエトや労働組合の朝鮮人担当ポストの新設は、朝鮮人から寄せられる生活相談の増加に対処することを目指した提案だった。長い目で見れば朝鮮人の社会的地位向上につながる上級学校の門戸開放も、ここに含めることができよう。また朝鮮語を話す医師の登場は、ロシ

---

<sup>23</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』77、104ページ

<sup>24</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』72ページ

<sup>25</sup> クージン『沿海州・サハリン 近い昔の話』268～269ページ

ア語のできない朝鮮人には大きな助けになるはずだ。

重要なのは、民族固有の要求への配慮および生活環境改善の施策として挙げた中のかかなりの部分が、社会主義体制が誇る手厚い教育・福祉の分野と重なることだ。つまりサハリン州が提案した新しい施策が実施されると、無国籍状態のために多くの社会的権利が制限されている朝鮮人も、社会主義体制の恩恵の一端に触れることが可能になるのである。

一方、これらと異なる方向性を持つのが、ソ連国籍取得手続きの簡素化である。これは、ソ連国籍取得申請減少の挺入れ策として提起された。先住系および北朝鮮系は 1952 年 5 月 6 日付ソ連閣僚会議決定によってソ連国籍取得を認められた。申請者数は当初は堅調な伸びを示したが、北朝鮮政府が北朝鮮系や先住系に北朝鮮入国を許可した 1954 年 9 月を境に頭打ちになる。1952 年から 1954 年 9 月までにソ連に帰化した者が 1800 人以上を数えたのに、1954 年 9 月から 1956 年 6 月（サハリン側の嘆願・提案の提出時）はわずか 700 人にすぎない。そればかりか、2000 人以上の朝鮮人が北朝鮮出国申請を提出する始末だった<sup>26</sup>。

この時期にサハリン側が帰化促進策を打ち出した背景には、サハリン先住朝鮮人という労働力をめぐって、サハリン州当局と北朝鮮政府との間に競合関係が生じはじめたからだろう。サハリンは、大陸からの移民が労働力の根幹を成す地域である。高給で労働者を呼び寄せても、時期が来れば島外に流出するケースが後を立たず、常に労働力の不足に悩まされていた。その中で、島外への移動が禁じられている無国籍の先住朝鮮人は確実に定住を当てにできる労働力だった。しかし北朝鮮政府が彼らに出国の機会を提供し始めたことで、事態は変化する。かつては無国籍状態が自動的にサハリン定住を担保したが、それは今や北朝鮮出国の危険性と隣り合わせになった。貴重な労働力が北朝鮮へ流出するのを防ぐには、彼らにソ連国籍を取得させるのが一番確実だとサハリン州当局が考えたとしても不思議はない。

つまり、この 18 項目の提案を全体としてみた場合、前二者の諸提案を通じて社会主義体制の恩恵の一端を朝鮮人に体験させ、それによって無国籍状態の不自由さを痛感させる一方で、帰化手続きの簡素化を提示することで、先住朝鮮人をソ連社会の正式な一員として取り込んでゆく狙いがあったと推測できる。サハリン州の提案は、先住朝鮮人のソ連社会統合へ向けた意欲と解釈してよいだろう。そして、州当局をそうした方向へ突き動かしたのが、北朝鮮との競合で危うくなりだした労働力確保の観点だったのである。

ところでサハリン州党委員会が提案した無国籍朝鮮人のコムソモール加入許可は却下され

<sup>26</sup> РГАНИ, ф. 5, оп. 32, д. 52, л. 19 ; 参考までに 1950 年代のソ連国籍取得者数の推移を記す。

1952 年	1953 年	1954 年	1955 年	1956 年	1957 年	1958 年～1960 年
72 人	1207 人	719 人	299 人	444 人	467 人	5011 人

〔出典〕 クージン『沿海州・サハリン 近い昔の話』272、274 ページ

なお 1958 年からのソ連国籍取得者の急増（年平均 1500 人以上）は、北朝鮮政府の祖国帰還キャンペーンおよびこれと軌を一にするソ連政府の国籍選択圧力の影響である。：朴亨柱『サハリンからのレポート』55～62 ページ

たが、これを州党委員会は 1957 年 2 月にモスクワへ再提起している。サハリン側は、朝鮮人青年への政治的働きかけの中核たるべき人材を育成するために、「例外」として許可してくれるようモスクワに申し込んだ<sup>27</sup>。これに対してコムソモール中央委員会は現地へ調査員を派遣した上で問題を再検討することを約束、党中央委員会もこの方針を支持した（現地視察は 1957 年 2 月末に実施）<sup>28</sup>。残念ながら、肝心の史料がこれ以上見つからず、問題の結末は不明である。おそらく、コムソモール員はソ連市民でなければならないという原則論が幅を利かし、無国籍朝鮮人の加入問題は再び却下されたと思われる。ただサハリン州当局がコムソモール加入問題の再検討を中央に求めた熱意は、注目に値しよう。サハリン州当局は、朝鮮人のソ連社会統合へ向けた取り組みにおいて、特に次世代を担う若者たちを取り込むことが鍵だと見ていたのである。

いくつかの回想によれば、1950 年代半ばは、政府の諸策の結果、貧しかった朝鮮人の生活が向上し、暮らしにゆとりが生まれはじめる時期にあたった（一般移民と同等の待遇を受けられるようになり、僻地手当が加わって手にする賃金は以前の倍近くになったという）。また残留の長期化・既成事実化が明らかになり、朝鮮人の中にソ連国籍を取得する者があらわる時期でもあった<sup>29</sup>。いわば、終戦後の混乱期を脱して新たな時代へ入る転換点にあたる。そうした時代状況を重ね合わせると、サハリン州当局の 18 項目の提案は、新しい時代を準備する第一歩だったと言えるであろう。

ところでクージンには、1956 年から 1964 年にかけての「朝鮮人の生活改善に向けた政府決定に対し、驚くべきことに、サハリン州執行委員会は異議を唱えたのである」と主張している<sup>30</sup>。しかし、われわれが分析した史料は、1950 年代半ばのサハリン州党委員会が朝鮮人の生活改善および彼らのソ連社会統合に心を配っていたことを物語っており、彼の主張を額面どおりに受け取るのは躊躇を覚える。またクージンはサハリン側の異議の実例として 1964 年の家畜所有税引き上げと移動規則違反の罰則強化を挙げながら、1970 年代の朝鮮人の状況について語った別の箇所では「このような（移動の＝筆者註）権利の制限が廃止されるまでには、戦後 30 年にわたる地方当局の努力があった」<sup>31</sup>と、前言と矛盾する指摘も行っている。これは、彼の叙述のものたりなさの一例である。ともあれクージンの主張への最終判断は今後の本格的調査の後にしておき、今は疑問を呈するにとどめておく。

### (3)モスクワの視点

最後にこの問題をモスクワの視点から考えてみたい。

---

<sup>27</sup> РГАНИ, ф. 5, оп. 32, д. 78, л. 2-3

<sup>28</sup> РГАНИ, ф. 5, оп. 32, д. 78, л. 4

<sup>29</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』28～31 ページ；太田勝三『樺太回想録』197 ページ

<sup>30</sup> クージン『沿海州・サハリン 近い昔の話』270 ページ

<sup>31</sup> クージン『沿海州・サハリン 近い昔の話』287 ページ

サハリン州から 18 項目にのぼる提案が出されたが、モスクワはそのうち 10 件を承認した。また中央の反応不明の提案のうち、2 つは実現したことが確認されている。確かに実現した中には実効性に疑問のある回答もある（朝鮮語ラジオの放送時間は拡大されたが肝心のスタッフ増員は却下、母語による医療は「朝鮮語を話す医師の派遣」のはずが「医師の語学講習」に変化）。それでも地方から出された提案の多くに中央が前向きな姿勢を示した点は重要である。

ところで朴亨柱の回想には、フルシチョフをはじめとするモスクワの党・政府幹部が 1954 年 10 月のサハリン視察の際に朝鮮人の農業生産力の高さに着目し、彼らの生活水準向上に配慮したという指摘がある<sup>32</sup>。1956 年のサハリン提案に対する中央の前向き回答も、これに類した党・政府高官の後押しの存在があったのではないだろうか。

注目したいのは、1956 年 7 月 19 日付のサハリン州党委員会提案に付された付箋メモである。7 月 25 日にアリストフ党中央委員会書記によって書かれたもので、一つはプザノフ・ロシア共和国第一副首相に宛てて「検討の上、中央委員会に結果報告を」と記され、もう一つは党中央委員会各部の責任者（チュラエフ・ロシア共和国担当組織部長、カジミン科学・学校・文化部副部長、ゾロトゥヒン総務部副部長）への回覧を指示している<sup>33</sup>。つまり、サハリン提案の内容を吟味して管轄部署へ問題の調査検討を指示する全体の調整役がアリストフだったことを、この短い記述は物語っているのである。

アリストフは、スターリン生前最後の第 19 回党大会で党中央委員会書記に選出されたが、スターリン死後の書記局縮小のために地方へ転出。ハバロフスク地方執行委員会議長とハバロフスク地方党第一書記を歴任した後、1955 年 7 月の党中央委員会総会において党中央委員会書記に復帰する。2 度目の書記時代には、スターリン時代の弾圧実態を調査して第 20 回党大会の「フルシチョフ秘密報告」の土台を形作った「ポスペロフ委員会」のメンバーや、1956 年 3 月に設置された政治犯再審のためのソ連最高会議幹部会の特別委員会議長を務めている<sup>34</sup>。

アリストフがサハリン提案の受付窓口となった背景を考えると、彼のハバロフスク勤務の経歴が影響しているように思える。ハバロフスクとサハリンは隣どうしである。しかもチェブラコフ・サハリン州党第一書記は 1951 年からその職にあるので、アリストフのハバロフスク地方党第一書記在任中に、彼らは互いに面識を得ていたはずだ。こうした個人的なコネが、提案実現の後押しとして力を発揮した可能性は十分にありえよう。

またサハリン側の提案がソビエトと党からごく短い期間に重複して出ている点も注目したい。まず州ソビエト執行委員会議長による帰化手続き簡素化の嘆願が 1956 年 7 月 9 日にロシア最高会議幹部会に宛てて出された後、7 月 19 日になって帰化問題を含む 18 項目提案がサハリン州党委員会から党中央委員会へ提出されているのだ。実際の検討は、後者を受けて 7 月 25 日にアリストフが各方面に依頼している。このいわば二重の請願は、最初の州ソビエトの嘆願

---

<sup>32</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』29 ページ

<sup>33</sup> РГАНИ, ф. 5, оп. 32, д. 52, л. 17

<sup>34</sup> Зенькович Н. А. Самые закрытые люди. Энциклопедия биографий. М., 2002. С. 33-34

が効果をあげないので、チェブラコフ・サハリン州党第一書記が既知のアリストフ党中央委員会書記に相談をもちかけ、党ルートでの解決に助力を要請したことのあらわれではないか。またアリストフから事前に好意的感触を得ていたので、7月19日の州党委員会の提案があれほど盛りだくさんの内容になったのではないだろうか。

サハリン朝鮮人問題をモスクワの視点から考えるにあたって、もう一つ忘れてはならない点がある。筆者はポスト・スターリン期の党文書を保管する РГАНИ において、党中央委員会の部局 (Аппарат ЦК КПСС) の 1953 年から 1984 年までの文書記録を網羅的に調査したが、サハリン朝鮮人に関する記録は、本稿で提示したものしか存在しなかった<sup>35</sup>。筆者が調査したのは一つの文書館の一つのフォンドにすぎず、別の場所を調査すれば、相応の記録が見つかる可能性はある。しかし、モスクワの中枢機構の一つの、30 年におよぶ活動記録の中に、サハリン朝鮮人に関する報告がほぼ皆無であるという事実を前にすると、サハリン朝鮮人問題はモスクワにとって関心の薄い、ごくローカルな問題なのだと判断せざるを得ない。これは、アリストフの個人的仲介によってサハリン州提案に前向きな回答が出たという先の指摘とも、決して矛盾しない。

つまり、モスクワにとってサハリン朝鮮人問題とは、それ自体が検討・解決を要する問題だったのではなく、何らかの間接的事情によって時折視界にあらわれる程度の問題だったと言えよう<sup>36</sup>。

### 3. まとめ

以上の考察結果を踏まえて全体のまとめをするとともに、今後の課題を明確にしたい。

朴亨柱が指摘したソ連系と先住系の対立関係は、日本では広く共有される説だが、公文書に基づくクージンの研究には全く登場しない。しかし、これは朝鮮人の機微に関わる局面について、公文書史料が無力であることを意味するのではない。公文書史料に埋め込まれたソ連系のまなざしを意識すれば、公文書からでもソ連系と先住系を読み取ることは可能である。断片的史料の中にも、少数派のソ連系が多数派の先住系を指導監督し、日本時代から続く生活習慣を社会主義体制下にはあるまじき過去の遺物として糾弾していた様子を見とることができる。

なお朴亨柱によれば、先住系二世の教育水準向上によって彼らの社会的地位が向上するにつれて、特に 1960 年代初頭頃から、ソ連系と先住系の対立関係は目に見えて減少していったと

---

<sup>35</sup> より重要な政策決定機関である政治局や書記局の記録は非公開、また Аппарат の文書でも軍事機密などの理由で一部に非公開のものがある。

<sup>36</sup> 「サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会」事務局長をつとめた五十嵐広三は、1988 年 5 月の日本社会党訪ソ団の一員としてゴルバチョフと話し合った際、ゴルバチョフはサハリン朝鮮人の存在は知りつつも帰還問題には無知との印象を受けたという。「モスクワにとってローカルな問題」という位置づけに合致するエピソードである。：角田房子『悲しみの島サハリン』219 ページ

いう<sup>37</sup>。今後の研究では、今回解明できなかった北朝鮮系と他系統との関係とともに、こうした対立関係の変化にも注意を向ける必要がある。

またサハリン州当局の 18 項目提案の分析を通じて、1950 年代半ばがサハリン朝鮮人のソ連社会統合に向けた転換点だったことが明らかになった。サハリン州当局は、無国籍状態のために様々な権利制限を被っている朝鮮人を社会主義体制の恩恵の一端にふれさせ、同時にソ連国籍取得手続きを簡素化することで、低迷中のソ連国籍取得を促進させようとした。その背景には、労働力としての無国籍先住朝鮮人をめぐる北朝鮮政府との競合関係の浮上がある。

こうした州当局の取り組みは、朝鮮人の生活を安定化させる助けとなった。また朝鮮人自身も残留の長期化・既成事実化を受け入れ、次第にソ連国籍を取得する者が増加する。しかし彼らの中には望郷の念がくすぶり続け、「北であれ南であれ、わが祖国」との想いで北朝鮮へ移住する人々も存在した。1960 年代以降の動向の分析では、一方でサハリンでの安定した生活の確立を求め、他方で強い望郷の念を抱く彼らの複雑な心境が投影される国籍選択問題（ソ連国籍・北朝鮮国籍・無国籍の人数変化）に注目する必要がある。

一方、サハリン朝鮮人問題をモスクワから見た場合、1950 年代半ばの時点では、ごくローカルな問題という位置づけであり、中央の積極的な関心を集めるものではなかった。サハリン州当局の 18 項目提案の多くに前向きな反応が出た背景には、党ルートの個人的後押しが影響していた可能性が高い。

ただ 1950 年代末以降のサハリン朝鮮人問題は、ときおり外交関係の文脈で中央当局の視野に入ってきたはずである。北朝鮮は 1958 年から祖国帰還運動を開始し、サハリン朝鮮人への働きかけを強めた。北朝鮮での個人崇拜強化や中ソ対立の影響もあって、ソ朝関係は非常に微妙で、それはサハリン朝鮮人社会にも陰を落としていたとの指摘もある<sup>38</sup>。これを、ソ連側の公文書で確かめる必要がある。また日ソ関係にも、サハリン朝鮮人問題は登場する。朴魯学の帰還運動が功を奏し、1970 年代に入ると日本政府もこの問題を政府間交渉で提起するようになる。特に田中首相は、1973 年のモスクワでの日ソ首脳会談でこの問題の解決をソ連側に強く求めた。大沼は、この時の日本側の強い態度が、逆にサハリン朝鮮人問題は日ソ間の問題ではないという原則的立場へソ連を追い込んだと指摘する<sup>39</sup>。これもソ連側史料による確認が求められている。

以上列挙した今後の課題を遂行するには、まず第一にサハリンでの本格的な史料調査が必要である。本稿で提示した問題意識に基づいてこの問題に取り組むことで、クージンとは異なるサハリン朝鮮人像を描き出すことは十分に可能だ。しかし、それだけではまだ不十分であろう。地方の視野に限定されたクージンとの違いを明確に打ち出すためにも、モスクワでの史料調査が不可欠である。筆者が調査したのはポスト・スターリン期の党文書をおさめた РГАНИ だけ

---

<sup>37</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』30、85 ページ

<sup>38</sup> 朴亨柱『サハリンからのレポート』55～65 ページ

<sup>39</sup> 大沼保昭『サハリン棄民』88～94 ページ

であり、スターリン期の党文書および戦後期全般にわたる政府・国家機関とソ連外務省の文書はまだ手付かずである。これらの調査を通じて、先に指摘した諸点以外にも、特に終戦直後の引揚げにかかわる諸問題（GHQ とソ連当局との交渉、日本人と朝鮮人の対応差など）が解明できる可能性もある。

サハリン朝鮮人問題の体系的な歴史分析のために、ソ連側文書の調査を今後、積極的に進めて行きたい。